

武蔵村山市狭山丘陵景観重点地区ガイドライン案（案）修正箇所対照表

資料5-2

前回提示案（旧：ガイドライン（原案））	今回修正案（新：資料5-3）
<p>p 26 ② 樹木単独での植栽による緑化 緑地帯を設けずに樹木を単独で植栽して緑化した場合、樹冠の投影面積を敷地内緑化面積とします。 ただし、樹冠の水平投影面が他の樹木の樹冠の水平投影面と重複する場合の当該重複部分は、敷地内緑化面積として二重に算定することはできません。また、樹冠の水平投影面で次のいずれかに該当する部分は、敷地内緑化面積として算定できません。</p> <p>ア ①又は③により敷地内緑化面積として算定する部分と重複する部分 イ 建築物又は工作物の水平投影面と一致する部分 ウ 敷地外となる部分</p> <p>なお、高木又は中木を植栽する場合については、次に掲げるところにより算出した面積とすることができます。 （注）高木：通常の成木の樹高が3メートル以上の樹木で植栽時に2メートル以上であるもの 中木：通常の成木の樹高が2メートル以上の樹木で植栽時に1. 2メートル以上であるもの</p>	<p>p 26 ~27 ② 樹木単独での植栽による緑化 緑地帯を設けずに樹木を単独で植栽して緑化した場合、樹冠の投影面積を敷地内緑化面積とします。 ただし、樹冠の水平投影面が他の樹木の樹冠の水平投影面と重複する場合の当該重複部分は、敷地内緑化面積として二重に算定することはできません。また、樹冠の水平投影面で次の<u>ア～ウ</u>のいずれかに該当する部分は、敷地内緑化面積として算定できません。</p> <p>ア ①又は③により敷地内緑化面積として算定する部分と重複する部分 イ 建築物又は工作物の水平投影面と一致する部分 ウ 敷地外となる部分</p> <p>なお、高木又は中木を植栽する場合については、次の<u>ア、イ</u>に掲げるところにより算出した面積とすることができます。 （注）高木：通常の成木の樹高が3メートル以上の樹木で植栽時に2メートル以上であるもの <u>（例）クロガネモチ、モッコク、カクレミノ、ハナミズキ、ヤマボウシ、ナツツバキなど</u> 中木：通常の成木の樹高が2メートル以上の樹木で植栽時に1. 2メートル以上であるもの <u>（例）キンモクセイ、ムラサキシキブ、サザンカ、ヒイラギ、ベニカナメモチなど</u></p>

前回提示案(旧:ガイドライン(原案))		今回修正案(新:資料5-3)	
p28	<p>② 樹木単独での植栽による緑化 接道部に緑地帯を設けずに樹木を単独で植栽して緑化した場合、樹冠径を接道部緑化長さとしします。</p> <p>接道部を車両の出入口とする駐車スペースを設置する場合で、当該駐車スペースの車止め後方部分(接道部から水平距離6メートル以内に限る。)に樹木(高木又は中木に限る。)を植栽し、接道部から当該樹木を直接見通せる場合も同様とします。</p> <p>樹木を列植する場合は、各樹木の樹冠径の合計を接道部緑化長さとししますが、他の樹木の樹冠と重複する部分の樹冠径は、接道部緑化長さとして二重に算定することはできません。また、樹冠径のうち①により接道部緑化長さとして算定する部分と重複する部分又は敷地外となる部分は、接道部緑化長さとして算定できません。</p> <p>なお、高木又は中木を植栽する場合については、次に掲げる長さとすることができます。</p>	p30	<p>② 樹木単独での植栽による緑化 接道部に緑地帯を設けずに樹木を単独で植栽して緑化した場合、樹冠径を接道部緑化長さとしします。</p> <p>接道部を車両の出入口とする駐車スペースを設置する場合で、当該駐車スペースの車止め後方部分(接道部から水平距離6メートル以内に限る。)に樹木(高木又は中木に限る。)を植栽し、接道部から当該樹木を直接見通せる場合も同様とします。</p> <p>樹木を列植する場合は、各樹木の樹冠径の合計を接道部緑化長さとししますが、他の樹木の樹冠と重複する部分の樹冠径は、接道部緑化長さとして二重に算定することはできません。また、樹冠径のうち①により接道部緑化長さとして算定する部分と重複する部分又は敷地外となる部分は、接道部緑化長さとして算定できません。</p> <p>なお、高木又は中木を植栽する場合については、次の<u>ア、イ</u>に掲げる長さとすることができます。</p>

※ 図の追加(25ページ以降)及びこれに伴う記載ページの変動については、省略しました。